

事務連絡
令和2年4月7日

市内介護保険サービス事業者様

東村山市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症による休業措置等における代替サービス実施の留意事項について

通所系サービス事業所が、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、都道府県等より休業の要請を受けた場合等において実施する代替サービスについては、令和2年2月17日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」等にて示されているところです。

今般、自発的な臨時休業や通所系サービスの利用者の希望に基づき訪問して代替サービスを実施する事例も想定されることより、下記のとおり通所系サービス事業所が代替サービスとして訪問してサービス提供を実施する際の留意事項をお示いたします。

なお、この取り扱いは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る重要性を鑑みたものであることをご留意いただくようお願い申し上げます。

記

1、基本的留意事項

- ・ 令和2年2月24日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設(入所施設・居住系サービスを除く。)における感染拡大防止のための留意点について」を参照の上、新型コロナウイルス等の感染拡大防止策を講じるよう徹底すること。
- ・ 代替サービスとして提供する訪問して実施するサービス(以下、「代替サービス」という。)は、個別サービス計画の主旨を踏まえ内容を検討すること。
- ・ 代替サービスの内容については、可能であれば利用者に書面で提示すること。また、サービス内容を変更したことについて了承を得ること。
- ・ 代替サービスの提供をする際には、事前に利用者を担当するケアマネジャーに報告をし、了承を得ること。
- ・ 代替サービス提供に至るまでの経過は経過記録に残すこと。
- ・ 代替サービスを提供した場合には、概ね1週間を単位として別添の「代替サービス提供状況報告書」にて実施状況を市及びケアマネジャーに報告すること。

2、代替サービスを提供する場合の留意事項

個別サービス計画の内容を踏まえ、以下の項目を実施するよう努めること。

- ・ 健康状態の確認(顔色や言動を含めた状態観察、血圧測定、検温等)
- ・ 食事、水分等摂取状況の確認
- ・ 内服状況の確認
- ・ 室内環境の清潔の保持(簡単な清掃や換気)
- ・ 入浴を実施している利用者の場合には、利用者の同意に基づき清拭や入浴対応

なお、個別機能訓練加算を取得している事業所であれば、自宅において実践できる身体機能維持を目的とした体操の指導や実施状況の確認を行うこと。また口腔機能向上加算取得事業所であれば、口腔ケアの実施状況やセルフケアの実施状況の確認等を実施し、記録すること。

【お問い合わせ先】

東村山市健康福祉部 介護保険課 給付指導係

電話:042-393-5111(代表)内線 3145 FAX:042-395-2131

Mail;kaigohoken@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp